

第5次喬木村男女共同参画計画

(2023(令和5)年度～2027(令和9)年度)

テーマ

「人が輝き 未来につながる 美し郷 喬木
家庭から地域から 男女共同参画社会の実現を」

I 計画策定の趣旨

近年、わが国では、急速な人口減少社会と少子高齢化、人工知能(AI)などの技術進歩、グローバル化、若年層を中心とした人口の東京への一極集中など、社会情勢は大きく変化しています。加えて、近年頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の流行は、すべての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、平常時の固定的性別役割分担を反映したジェンダーに起因する様々な課題を一層顕在化させています。

喬木村では、女性の地位と福祉の向上をはじめとする男女共同参画社会の形成に向けて平成12年に「たかぎ女性プラン」を策定し各種施策を展開してきており、引き続き男女共同参画社会の実現を目指し、多様化する課題に対応するため、新たな「喬木村男女共同参画計画」を策定します。

II 計画の位置付け

この計画は、喬木村における男女共同参画を具体的に推進するための計画で、次の性格を併せ持つものです。

- ◇「男女共同参画基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」
- ◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」(「IV計画の内容」中の該当する項目等に「【DV防止計画】」と表示しています。)
- ◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に規定される「市町村推進計画」(「IV計画の内容」中の該当する項目等に「【女性活躍推進】」と表示しています。)
- ◇「第5次喬木村総合計画」を上位計画とする部門別計画

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び長野県の「第5次長野県男女共同参画計画」に配慮しています。

なお、2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた持続可能な開発目標(SDGs^{エスディージーズ})は誰一人取り残されることのない社会を目指しており、この計画の推進を通じて目標の達成を目指します。

SDGsとは

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国連作成のSDGsロゴ

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

（外務省公式サイト「SDGsとは？」より転載）

Ⅲ 計画の期間

2023年度～2027年度（5年間）

Ⅳ 計画策定の背景

1 世界の動き

国際連合は、昭和50（1975）年を「国際婦人年」として提唱、国際婦人年世界会議を開催し、女性の地位向上のための「世界行動計画」を採択しました。

昭和54（1979）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が国連総会で採択されました。

昭和60（1985）年には、世界女性会議がナイロビで開催され、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7（1995）年には、北京で開かれた世界女性会議で、女性及び少女のあらゆる人権を促進し保護するなどの決意を示した「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

平成12（2000）年には、国連特別総会「女性2000年会議」で、男性も共に責任を分かち合うことなどを盛り込んだ「政治宣言」が採択され、さらに平成17（2005）年の第49回国連婦人の地位委員会では、北京宣言、行動要領、女性2000年会議成果文書を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める内容の宣言が採択されました。

平成27（2015）年には、第70回国連総会にて、誰一人取り残されることのない社会を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）^{エスディージーズ}」を掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

2 国の動き

昭和50（1975）年の「世界行動計画」を受けて「婦人問題企画推進本部」が総理府内に設置され、昭和52（1977）年に「国内行動計画」が策定されました。

昭和60（1985）年には国籍法の改正や男女雇用機会均等法などの法整備が行われ、「女子差別撤廃条約」が批准されました。

平成6（1994）年には総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」が設置され、平成8（1996）年には、男女共同参画社会の形成を促進するため「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11（1999）年には男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成13（2001）年に、内閣府に「男女共同参画局」が設置され推進体制が強化されました。また、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため「配偶者暴力防止法（DV防止法）」が制定されました。

平成19（2007）年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「男女雇用機会均等対策基本方針」などが策定されました。

平成27（2015）年には、女性が職業生活でその希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性活躍推進法」が制定され、同年「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男性中心型労働慣行等の変革や女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化などが改めて強調されました。

令和2年（2020年）には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されるとともに、都道府

県・市町村が女性の視点からの取組を進め、地域の災害対応力を強化していくための基本方針等を内容とする「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定されました。

令和4年（2022年）には困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布され、またAV出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するため「AV出演被害防止・救済法」が施行されました。

3 長野県の動き

昭和52（1977）年、社会部労政課に「福祉婦人係」を設置。その後、「婦人室」「女性課」を経て、平成13年に「男女共同参画課」と改称されました。また、昭和59（1984）年には、岡谷市に「長野県婦人総合センター」（「長野県男女共同参画センター」に改称）を設置し、男女共同参画に関する情報収集と発信、研修、相談等の拠点施設として活動しています。平成8（1996）年からは全市町村に地域女性コミュニケーターを委嘱して、地域の女性問題の解決や男女共同参画の推進に取り組んでいます。

平成14（2002）年の「男女共同参画社会づくり条例」制定以降概ね5年ごとに男女共同参画計画の改定を行い、令和3年には第5次長野県男女共同参画計画が策定されました。

平成28（2016）年には豊かで活力のある地域社会を実現するため「長野県女性活躍推進会議」が設置され、また性暴力被害者に対する総合的な支援をワンストップで提供する長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」が開設されました。

令和2年（2020）年には県職員自らが性的指向や性自認の多様性を理解し状況に応じて適切に行動するための「性の多様性を尊重する職員ガイドライン」が策定されました。

4 喬木村の動き

平成9（1997）年10月、南信地区女性問題地域集会在喬木村で開催されたのを契機に、地域女性コミュニケーターを中心に喬木村でも女性プランをとという気運が高まりました。平成10（1998）年には女性プラン策定検討委員を委嘱して、講演会や学習会、アンケート調査などを実施しました。平成11（1999）年には女性プラン策定委員会を組織し、平成12（2000）年3月たかぎ女性プランを策定しました。さらに、平成14（2002）年には喬木村男女共同参画計画策定委員会を設置して1次計画を策定し、平成17（2005）年に喬木村男女共同参画推進委員会を設置して講演会等の啓発事業をはじめました。

また、1次計画の策定以降5年ごとに新たな計画を策定し、男女共同参画を推進しております。

- ・ 喬木女性プラン（平成13年度～14年度）
- ・ 第1次喬木村男女共同参画計画（平成15年度～19年度）
- ・ 第2次喬木村男女共同参画計画（平成20年度～24年度）
- ・ 第3次喬木村男女共同参画計画（平成25年度～29年度）
- ・ 第4次喬木村男女共同参画計画（平成30年度～令和4年度）

基本的な考え

1 基本理念

憲法には個人の尊重、法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けいろいろな施策が行われてきましたが、政治や行事等の決定の場に参加する女性の割合はまだまだ低いまま推移しています。

また令和4年4月時点の喬木村住民意識調査の「男女共同参画の地域づくりができている」では約4割の村民が「やや不満」「不満」と感じています。

喬木村出身の児童文学作家・椋鳩十はその作品の中で、人間や動物をとおして相手を思いやる心を持つことの大切さを教えてくれています。

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別による固定的な役割分担にとらわれずに、学校で、家庭で、地域で、職場で、それぞれの個性と能力を発揮できるような社会（男女共同参画社会）の実現を旨とします。

2 基本的視点

男女が対等なパートナーとして、経済的、精神的、生活的に自立し、性別に関わらずあらゆる場に参画し、ともに責任を担う社会づくり

3 基本目標

3つの柱

- 1 男女が互いに支えあう、意識づくり
- 2 あらゆる分野に参画できる、環境づくり
- 3 人権の尊重と安心・安全な、地域社会づくり

4 目指す男女共同参画社会のすがた

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

Ⅵ 計画の内容

1 男女が互いに支えあう、意識づくり

施策の方向	具体的施策	取組内容
(1) 男女共同参画に向けた啓発活動の推進 【女性活躍推進】	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる世代の男女双方における固定的性別役割分担意識の払拭と意識改革に向けた分かりやすく効果的な啓発活動を推進します。 ○家庭や地域の慣習・しきたりを見直し、親から子へ、高齢世代から若者世代へ無意識に押し付けられる固定的な性別役割分担意識を払拭するため、意識改革の取組を進めます。 ○女性の職業生活における活躍を推進するための啓発を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎意識啓発用のリーフレットを作成し、全家庭への意識啓発活動を行います。 ◎いちごチャンネル、情報誌たかぎ等の広報媒体を活用した情報発信により意識啓発活動を行います。 ◎男女共同参画に関する講演会等を開催し、意識啓発活動を行います。 ◎男女共同参画に関する調査を実施し、男女共同参画の推進を周知するとともに、課題を把握し、意識啓発活動を推進します。
(2) 家庭・学校・地域における男女共同参画を学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○幼少期から男女共同参画意識を育むことができるように、男女共同参画に関する教育を推進していきます。 ○男女共同参画の視点に立った社会教育を促進するために、各種講座の開催や地域における学習会等への支援を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎保育園や小・中学校において男女共同参画に関する教育を推進します。 ◎ワーク・ライフ・バランス等の情報を収集し、啓発します。 ◎社会教育活動において、家庭教育や学習活動を促進するための講座等を推進します。
(3) 国際社会に目を向けて、世界の一員としての活動への取組	<ul style="list-style-type: none"> ○村内に在住する外国人との交流や行政・民間の様々な国際交流を通じて、世界の文化についての理解を深めるとともに、男女共同参画への意識を醸成していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ALT（外国語指導助手）による国際理解のための講座を開催します。 ◎JICA（国際協力機構）と連携し、積極的に国際交流を実施します。

2 あらゆる分野に参画できる、環境づくり

施策の方向	具体的施策	取組内容
(1) 各種審議会等における方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○村の各種審議会や委員会等において、方針等の企画・決定の場に女性と男性が共に参画できるような仕組み・環境づくりを行い、女性委員の登用を一層進めます。 ○職場における採用、配置、昇進、職務内容等での性差のない取り扱いを徹底し、女性の職域を一層拡大していくとともに、管理・監督者への女性の登用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎審議会等における委員の選任のあり方の見直しと、各審議会に対して女性委員の登用を推進するよう要請します。 ◎職場における不平等な慣行等の見直しと、研修を行います。 ◎地域社会における区・自治会等の各種団体の委員の選出が男女の別なく選出されるよう啓発します。
(2) 男女が共に職業、家庭、地域生活を両立できる環境の整備【女性活躍推進】	<ul style="list-style-type: none"> ○男女が職業における責任と家族の一員としての責任を果たしながらも地域活動やPTA活動に参画できるよう、多様な働き方が選択できる就業条件の整備を促進します。 ○女性の経済的地位の向上と、就業条件の整備を図り、男女が共に対等なパートナーとして個性と能力が発揮できる環境整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、労働契約法等各種法制度の周知・徹底を促進します。 ◎男女共に働きやすい仕組みづくりを促すため、企業で働く人を対象とした講演会や勉強会を企画します。 ◎男女が経営に参画できるよう、家族経営協定の締結を促進します。 ◎女性団体連絡協議会等の女性の活動を支援します。 ◎会議開催の工夫やICTの利活用による負担軽減等に係る好事例集の収集・発信に取り組みます。
(3) 女性の家庭と仕事の両立支援【女性活躍推進】	<ul style="list-style-type: none"> ○固定的な性別役割分担意識の解消や働き方の見直し等により、男性が家庭生活に一層関わることができるよう環境づくりを推進します。 ○男女が共に子育てに責任を持つ必要性についての意識啓発を行うとともに、安心して子どもを産み育てることができるようにするため、多様なニーズに応じた子育て支援を実施します。 ○男女が共に介護を担っていく必要性について意識啓発を行うとともに、介護休暇を取りやすい環境を整備していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎育児・介護休業法の普及・啓発を推進します。 ◎学遊館事業等で男性が参加できるイベントを増やし、男性の子育て参画を推進します。 ◎男性がより家庭生活に関わることができるよう、料理教室等を開催します。 ◎育児・介護休暇の必要性の認知理解を深める講演会等を開催します。 ◎一時保育、未満児保育、延長保育、学童保育等の子育て支援事業を推進します。

3 人権の尊重と安心・安全な、地域社会づくり

施策の方向	具体的施策	取組内容
<p>(1)人権の尊重とあらゆる暴力の根絶</p> <p>【DV防止計画】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広報や学習、教育などを通じて、人権尊重の意識を啓発します。 ○人権尊重の理念についての理解を深めるとともに、人権尊重の観点から、性に起因する差別や偏見の解消を推進します。 ○多様な性のありかたについて正しい知識を広め、性的マイノリティに対する差別・偏見の解消を図ります。 ○暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育に取り組むとともに、暴力を容認しない社会をつくるための啓発活動を推進します。 ○DV や性暴力は、性別に関わらず誰でも加害者や被害者になり得ることについて広く周知し、その防止を呼びかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎保育園や小・中学校において人権の尊重や多様な性のありかた、性被害防止に関する教育をすることで、幼少期からの意識啓発を推進します。 ◎暴力を発見したときの通報先や相談先の周知のほか、女性に対する暴力防止のための啓発を行います。 ◎地域や近所からの情報提供により暴力行為の早期発見につなげられるよう、地域や近所での気配りについて、通報先や相談先とあわせて啓発します。 ◎いちごチャンネル、情報誌等により、マタニティハラスメント、パワーハラスメント等の各種ハラスメント防止の意識啓発を行います。
<p>(2)高齢者や障がい者が生きがいを持って安心して暮らせる環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がい者が、その意欲や能力に応じて、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど社会との関わりを持ち続けるとともに、公民館活動や自治会活動等、地域社会を支える重要な一員として充実した生活を過ごすことができるよう環境整備を進めます。 ○高齢者や障がい者とその家族を社会全体で支えるため、福祉サービスの充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎楽遊塾等、生涯学習活動を推進します。 ◎高齢者クラブ等が行う生きがいと健康づくり活動を支援します。 ◎地域におけるサロンなどのボランティア活動を推進します。 ◎介護保険事業や障害者自立支援事業などの福祉サービスの充実を図ります。
<p>(3)男女の生涯にわたる健康づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○性別により、特有の疾患や健康に影響を及ぼす身体的特徴の違いがあることの理解を深めるための啓発をはじめとして、誰もが健康を保持するために必要な支援を受けることができる施策を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎子どもの発達段階にあわせた性差に関する正しい認識に関する教育を幼少期から進めます。 ◎健やかな暮らしができるよう疾病の予防、健康増進に努めます。

Ⅶ 計画の推進

1 推進体制の充実

① 喬木村男女共同参画推進本部の設置

村のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、男女共同参画社会の実現をしていくため、行政組織内に喬木村男女共同参画推進本部を設置します。

② 喬木村男女共同参画推進委員会の設置

各分野の代表からなる「喬木村男女共同参画推進委員会」を設置し、村民の意見を反映させながら推進していきます。

2 関係機関、団体、企業等との連携

男女共同参画社会の実現をめざすために、関係機関、団体、企業等がそれぞれの立場で積極的に取り組むことが必要です。このため、関係機関、団体、企業等との連携、協力体制を充実するとともに、男女共同参画社会づくりに向けたグループ、団体等の活動やネットワークづくりを促進します。

3 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、常にその成果と課題を客観的に評価することが重要です。このため、この計画の基本目標に沿った男女共同参画の指標となるべき事項を継続的に調査・公表するとともに、計画に従い実施した関係施策の結果をとりまとめ、公表し、村民の皆さんのご意見をお聞きしながら透明性と客観性のある進行管理に努めます。

また、計画の指標として住民意識調査等を実施し、男女共同参画の推進に活かします。

Ⅷ 男女共同参画推進の指標

成果指標		現状値 (2022年)	目標値 (2027年)
①	男女共同参画の地域づくりができていると答える人の割合（村民意識調査）	62.5%	70%以上
②	議会、地域に関する役職・役員における女性の割合	17.2%	30%以上
③	法律、政令又は条例により設置されている審議会等における女性の割合	20.8%	30%以上
④	地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における女性の割合	13.9%	30%以上